

FukushimaDelicious 発信事業委託業務仕様書（案）

1 事業の目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故後、55の国と地域で実施された福島県産食品に対する規制措置は、令和4年6月に英国（北アイルランドを除く）が、令和4年7月にインドネシアがこれを撤廃し、その数は12までに減少するなど、福島県産食品を本格的に海外に輸出できる環境が徐々に回復している。

そのような中、昨年夏に開催されたオリンピック・パラリンピック東京大会において、米国女子ソフトボールチームの監督の発言を機に、「#福島の桃デリシャス」とタグ付けされた情報が広く拡散されたことは、このような輸出の回復と軌を一にし、世界中の人々が福島県産食品の魅力を再評価する契機となった。

そこで、本事業においては、未だ輸入規制の措置を継続しているEU、香港に対し福島の和牛肉（以下「福島牛」という。）を題材に、食材の魅力を最大限に訴求する動画を制作・公開するとともに、「#福島の和牛デリシャス」に相当するタグを付した投稿として拡散を図ることで、輸出商材としての食材のPRやインバウンド需要の喚起を行うことを目的とする。

2 事業の実施期間

契約締結日から令和5年3月31日までとする。

3 委託業務の内容

（1）動画の制作

後記4の内容・構成の動画を制作すること及び制作に附帯する一切の業務。なお、制作の各段階において、福島県の承認を得るものとする。

（2）動画等の管理、修正

前記（1）で制作した動画を、前記2の実施期間中、福島県の許諾により第三者が取得可能なものとして適切に管理すること。また、福島県の要請により、実施期間中、相当の修正、編集を行うこと。

（3）動画投稿サイトにおける動画の公開

前記（1）で制作した動画を、福島県の指定する地域、期間において、動画広告として動画投稿サイトに公開し、再生回数の最大化を図ること。

4 動画等の趣旨、内容及び構成等

各業務の内容は以下のとおりとする。

ただし、(2)については、1の目的を実現するため、より適切な方法であれば、必ずしもこれらに限らず、他の方法をもって代えることができる。なお、1の目的にある「インバウンド需要の喚起」の対象には、英国及び米国も含むものとする。

(1) 動画等の内容

ア 動画はEU向けの福島牛（EU編）、香港向けの福島牛（香港編）を題材とした2編を制作すること。

イ EU編、香港編とも、シェフ（EU編では欧米の消費者に好まれる料理が得意で影響力のある、英語での解説が可能な著名な料理人。香港編では、香港の消費者に好まれる料理が得意で影響力のある、広東語での解説が可能な著名な料理人。）が加工、調理、味付け、盛付けに創意を凝らし、それぞれの対象国・地域の消費者に対し福島牛の魅力を最大限に訴求するものとする。

ウ EU編、香港編とも、福島牛が清潔な牛舎で飼養管理されている様子及び、福島牛の美しいブロック肉の映像を盛り込むこと。

エ 尺長は各5分程度とし、最後まで視聴者の好奇心を喚起し、飽きさせない、視聴して楽しいものとする。

オ 動画中で使用する言語は、EU編では英語、香港編では広東語とし、両編について日本語字幕版を制作し、これに加え、EU編についてはイタリア語、スペイン語、ドイツ語、フランス語、香港編については中国語（繁体字）の各字幕版を制作すること（全9版）。

動画上の日本語表記も各言語に翻訳すること。

ナレーション及び字幕の翻訳に当たっては、ネイティブによるチェックを受けること。

(2) 動画広告の実施について

ア EU編についてはEU加盟国及び英国、米国において、香港編については香港において動画広告を実施し再生回数の最大化を図ること。

なお、広告を表示するオーディエンスの属性については、別途福島県と協議の上決定すること。

イ 動画広告の実施にあたっては、EU編、香港編の合計で100万回程度を目標とすること。

(3) 進行管理及び成果品の管理について

ア 事業の実施に当たっては、あらかじめ実施計画を策定し、適切に進行管理すること。

イ (1) で制作した動画を、セキュリティ管理された委託者又は第三者のサイト上で保存すること。また、パスワード制御により、任意にダウンロード可能とすること。

(4) 効果測定及び成果報告

ア (2) の広告について、広告の表示回数、動画の視聴回数、視聴者の属性等の分析数値を報告すること。

イ (2) の広告についてブランドリフト調査及びサーチリフト調査又はこれに相当する調査を行い、認知、検索の増加率を報告すること。

(5) その他

企画・制作に係る第三者との各種調整、交渉は、原則として受託者が行うこと。ただし、事前に福島県と十分協議を行うこと。

5 提出書類

委託業務契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を福島県の指定する日までに提出すること。

(1) 着手届

(2) 完了届

(3) 総括責任者通知書

(4) 再委託に係る承認申請書（該当ある場合のみ提出）

(5) その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

6 成果品

(1) 実績報告書。なお、4 (4) の報告を含めること。

(2) 委託業務により制作した本編動画、及びすべての素材動画（mp4形式）を格納したUSB2セット（正・副）

納品に際しては、ウイルス対策ソフトで十分に検査すること。

(3) 動画本編を外部からダウンロードする際のアクセス情報

7 統括責任者

本委託業務に当たり、十分な経験を有する者を統括責任者として定めること。

8 業務実施に当たる打合せ

本事業の期間において、福島県との間で随時打合せを行うこと。福島県は本委託業務の実施のために必要な協力をするものとする。

9 新型コロナウイルス感染症対策

現地取材等の際は、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、基本的な感染症予防策を講じること。

10 その他

(1) 仕様変更

本仕様書は、業務委託契約締結後において、福島県と受注者との協議によりその内容を変更する場合がある。

(2) 疑義に関する協議等

本仕様書において明示なき事項は、関係諸法令及び福島県財務規則によるものとするが、疑義が生じた場合は、その都度、福島県と受注者が協議するものとする。その他、本仕様書に記載のない細部については、県担当者との協議のうえ、その指示に従うものとする。